

神奈川県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(案)の概要

1 改正の趣旨

令和7年第1回神奈川県議会定例会において、神奈川県県営住宅条例の一部を改正する条例が議決され、DV被害者要件等に係る条例改正(令和7年8月1日施行)を行ったため、規則の関連規定について改正を行う。

また、令和6年3月に改定した「神奈川県県営住宅 健康団地推進計画」に基づき、定期借家対象公営住宅の入居者募集の拡大を図るとともに、土砂災害に対する住民の安全確保のため、規則の関連規定について併せて改正を行う。

2 改正の内容

(1) DV被害者要件の見直し

神奈川県県営住宅条例の改正に伴い、単身入居者資格を得られるDV被害者(配偶者からの暴力を受けた被害者)の要件を規則で定める。

国の通知に基づき、「配偶者暴力相談支援センター等による保護を受けた者」、「女性相談支援センター等による保護に関する証明書が発行された者」等を要件として定める。(改正後の第2条の2関係)

(2) 定期借家対象公営住宅の入居期間等の見直し

定期借家対象公営住宅について、10年間以外の入居期間を設定することができるよう改正し、また入居者資格の年齢要件を、35歳以上の方も認めることができるよう改正する。(第3条の2及び第3条の5関係)

(3) 土砂災害特別警戒区域内に居住している者に対する優遇

入居者抽選の当選率の優遇を行う対象に、土砂災害特別警戒区域内に居住している者を追加する。(改正後の第9条第3号関係)

(4) その他の改正

神奈川県県営住宅条例の改正に伴い、用語の整理等の所要の改正を行う。(第12条第2項第5号及び第3号様式関係)

3 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

令和7年8月1日

(2) 経過措置

改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。